

大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟企業リサーチパーク利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟企業リサーチパーク（以下「企業リサーチパーク」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 企業リサーチパークの利用は、先端的研究開発基盤と能力を有する大阪大学（以下「本学」という。）と社会の持続的発展において重要な役割を果たしている産業界との連携を加速することにより、地域の活性化やイノベーション創出に貢献すると共に、先端的研究開発における国際的競争力を強化することを目的とする。

(利用形態)

第3条 企業リサーチパークを利用するにあたっては、次の各号に掲げるいずれかによらなければならない。

(1) 共同研究契約に基づく利用形態（以下「共同利用」という。）

産業科学研究所の教員との国立大学法人大阪大学共同研究規程に基づく共同研究契約により、企業リサーチパークにおいて共同研究を実施する場合。

(2) 共同研究部門設置に基づく利用形態（以下「共同研究部門利用」という。）

大阪大学共同研究講座及び共同研究部門規程に基づく共同研究部門の設置に際し、企業リサーチパークを使用する場合。

(3) 協働研究所設置に基づく利用形態（以下「協働研究所利用」という。）

大阪大学協働研究所規程に基づく協働研究所の設置に際し、企業リサーチパークを使用する場合。

(4) 寄付研究部門設置に基づく利用形態（以下「寄付研究部門利用」という。）

大阪大学寄附研究部門規程に基づく寄附研究部門の設置に際し、企業リサーチパークを使用する場合

(5) その他、産研組織並びに産研に関連する学内組織の事業運営上の特別な事情に基づく利用形態（以下「学内利用」という。）

産研組織並びに産研に関連する学内組織が企業リサーチパークを使用する事業運営上の特別な事情を認めた場合。

(利用資格)

第4条 企業リサーチパークを利用できる者は、企業・組合等の団体のメンバー（以下「研究グループ」という。）で産業科学研究所長（以下「所長」という。）の許可を受けた者とする。

2 共同研究部門利用及び協働研究所利用の構成員。

3 学内利用の承認を得た組織の構成員

(利用申請)

第5条 企業リサーチパークの利用を希望する研究グループの代表者（以下「研究代表者」という。）は、所定の利用申請書により、所長に申請しなければならない。

2 なお、利用を延長又は研究グループを変更する場合は、前項に準ずる。

（利用許可）

第6条 所長は、利用の申請があったときは、オープンラボ利用専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮り、利用を許可するものとする。

2 所長は、利用許可等を決定したときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

（利用許可の取り消し）

第7条 所長は、企業リサーチパークの利用を許可した研究グループ（以下「利用者」という。）が、この内規及び利用許可条件に違反したときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項のほか、所長は、企業リサーチパークの運営上必要がある場合は、専門委員会に諮った上で利用許可を変更し、又は取り消すことができる。

（利用期間等）

第8条 企業リサーチパークを利用できる期間は、次のとおりとする。

（1）共同利用の場合は、共同研究契約の期間、又は3年間のうち短い方を上限とした期間とする。

（2）共同研究部門利用および協働研究所利用の場合は、契約書に基づく設置期間とする。

（3）寄附研究部門利用の場合は、申請書に基づく設置期間とする。

（4）学内利用の場合は、年度毎に利用の申請を行うものとする。

2 所長は、研究代表者から利用期間延長の申請があったとき、専門委員会に諮り認めることができる。

3 研究代表者は、利用の許可を受けた後、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとするときは直ちに届け出て、所長の許可を受けるものとする。

4 研究代表者は、許可された利用期間が満了したとき、又は前項に該当するときは、企業リサーチパークを現状に回復の上、明け渡さなければならない。

（施設利用上の義務）

第9条 利用者は、許可を受けた目的及び方法並びに利用許可条件に従い、施設、設備を常に善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

2 利用者は、企業リサーチパークの利用に際し、関係法令及びこの内規その他本学の諸規則を遵守するとともに、業務の安全確保に努めなければならない。

3 企業リサーチパークの利用に関しては、「大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟利用の手引き」に従うこと。

（経費の負担）

第10条 研究代表者は、企業リサーチパークの利用に係る経費を負担するものとする。

2 前項の負担額及び納付方法は、別に定める。

(研究施設の改修)

第11条 利用者は、原則として研究施設の改修を行ってはならない。ただし、研究遂行上やむを得ず研究施設を改修しなければならない場合であって、事前に所長の承認を得たときは、この限りでない。

2 研究施設の改修及び利用後の原状回復に係る費用は、研究代表者が負担するものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は重大な過失により企業リサーチパークの施設、備品を損傷又は滅失若しくは、この内規及び利用許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、研究代表者はこれを現状に回復、又は当該損害に相当する金額を弁償するものとする。

2 天災等の本学の責めに帰することのできない事由により利用者に損害が生じたときは、本学はその責めを負わない。

3 本学の施設及び設備の不良等に起因する損害の賠償については、管理運営責任者（所長）と研究代表者との間で協議して決定するものとする。ただし、損害賠償金額については、本学に故意又は重過失が無い限り、損害発生時から過去1年の間に研究代表者が負担した利用料の総額を上限とする。

(事故等の補償)

第13条 利用者の責に帰すべき事由による事故等の補償はしない。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、企業リサーチパークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正前の第3条第2号、第7条及び第9条第1項第2号については、令和5年3月31日までの間、なお従前の例によることとする。

附 則

この改正は、令和4年4月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年6月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。